

役員等報酬規程

社会福祉法人松涛会

(目的)

第1条 この規程は、本法人の定款第8条及び第21条に基づき、役員等（理事、監事及び評議員をいう）の報酬について定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬を支給する。

- (1) 理事長については、別表1に定める額
- (2) 理事長以外の役員等については、別表2に定める額
- (3) 前項の規定にかかわらず、本法人の職員を兼務する役員については、本規程に基づく報酬は支給しない。

(報酬の支給方法)

第3条 役員等に対する報酬の支給方法は以下の区分による。

- (1) 理事長に対する報酬は、職員給与規程に定める方法で支給する。
- (2) 理事長以外の役員等（職員を兼務する者を除く）に対する報酬は、会議への出席その他役員等としての業務に従事したときに、その都度現金で支給する。
- (3) 報酬は、法令の定めるところにより控除する金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等（職員を兼務する者を除く）が会議への出席その他役員等としての業務に従事したときは、別に定める規程に基づいて費用弁償を支給する。支給方法は理事長については職員旅費規程に、またその他の役員等については前条第(2)項による。

(報酬総額)

第5条 本法人の全役員（理事・監事）に支払う年間の報酬総額の上限は以下の通りとする。

理事	8,500,000 円
監事	200,000 円

(公表)

第6条 本法人は、この規程を社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める「報酬等の支給の基準」として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則 この規程は平成29年6月21日から施行する。

平成15年6月7日制定の「役員報酬支給規程」は廃止する。

別表 1 (第 2 条第 (1) 項)

月額	667,000 円
----	-----------

別表 2 (第 2 条第 (2) 項)

会議への出席・その他役員等としての業務に従事したとき (業務 1 回につき) 10,000 円
--